

全国労働衛生週間 実施要綱等について 令和7年9月16日

中央労働基準監督署
安全衛生課

本日の内容

1. 全国労働衛生週間実施要綱の概要説明
2. 重点項目等の内容説明
 - ①過重労働による健康障害防止対策
 - ②メンタルヘルス対策
 - ③転倒災害の予防対策
 - ④腰痛災害の予防対策
 - ⑤化学物質による健康障害防止対策
 - ⑥石綿による健康障害防止対策
 - ⑦熱中症予防対策
 - ⑧「職場の健康診断実施強化月間」

実施要綱趣旨

- 昭和25年以来、今回で76回目
- 国民の労働衛生に関する意識高揚
- 職場の自主的な労働衛生管理活動を推進
- 労働者の健康確保を目的とする

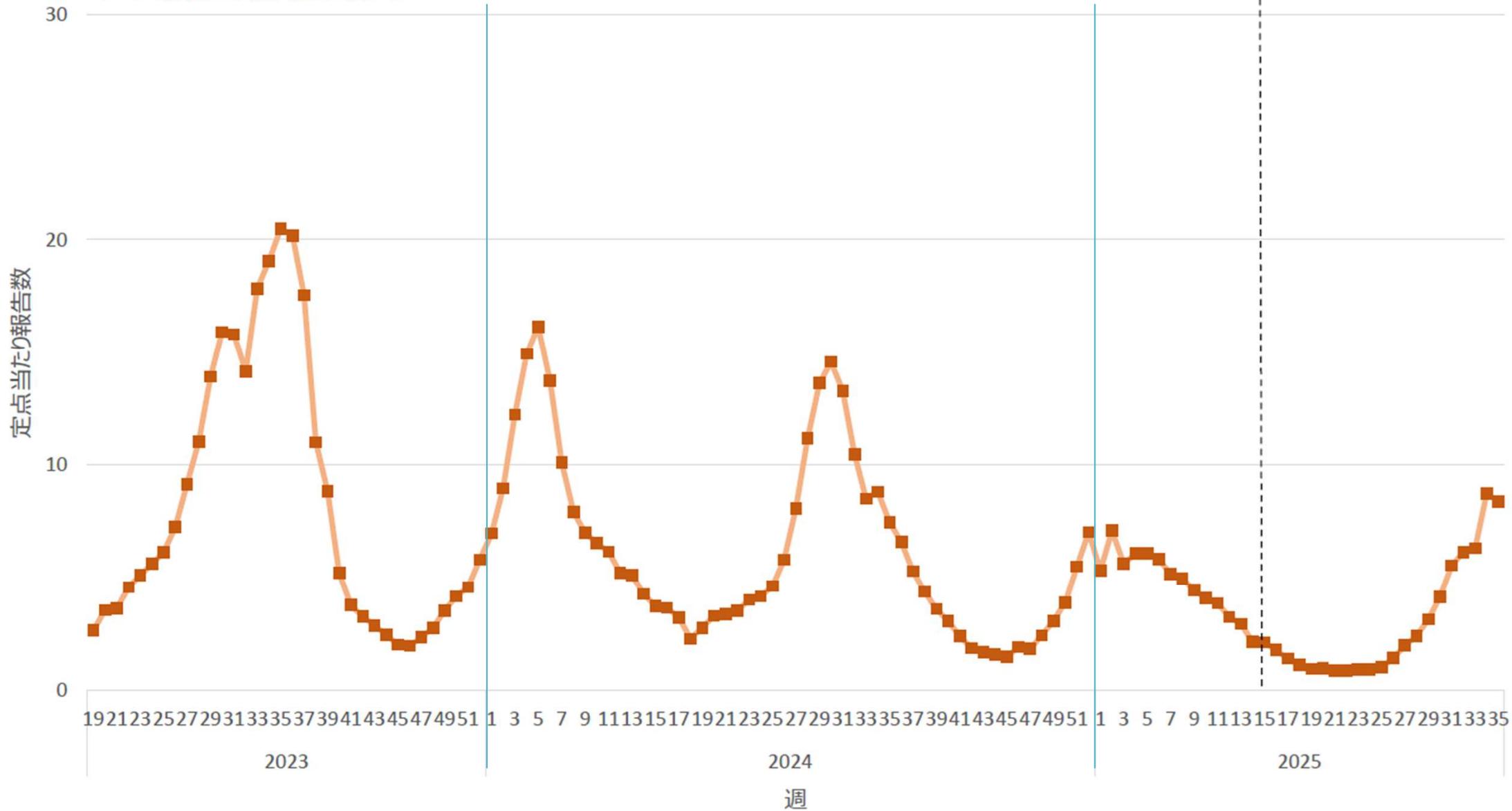
現状と動向

	令和4年	令和5年	令和6年	増減
業務上疾病発生状況	165,495	44,133	26,159	－ 17,974
(新型コロナウイルス除く)	9,506	10,496	10,963	＋ 467

→新型コロナウイルス感染症は前年に続き減少
その他の業務上疾病の増加傾向は止まず

新型コロナウイルス感染症の定点当たり報告数の推移（全国）

※2025年第15週（4月7日～13日）以降の数值は、急性呼吸器感染症サーベイランス開始による定点医療機関設置基準の変更に伴い定点数に変更されているため、データの解釈には留意が必要となります。



令和7年度の全国労働衛生週間は
「ワーク・ライフ・バランスに
意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」
をスローガンとして展開いたします。

全国労働衛生週間:10月1日～7日

準備期間:9月1日～30日

全国労働衛生週間に実施する事項(実施者:各事業場)

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会、見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

次ページからの重点事項をはじめとした

日常の労働衛生活動の総点検

を行いましょう

重点事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- メンタルヘルス対策
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 治療と仕事の両立支援対策
- 女性の健康課題への取組
- 転倒・腰痛災害の予防対策
- 職場の熱中症予防対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 化学物質健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 福島第一原発関連作業

その他

- **労働衛生3管理の推進等**
労働衛生管理活動の活性化
作業環境管理の推進
作業管理の推進
職場の健康診断実施強化月間
労働衛生教育の推進
心とからだの健康づくり計画の実施
快適な職場環境の形成の推進
副業兼業労働者の健康確保対策
- **作業の特性に応じた事項**
粉じん障害防止対策の徹底
電離放射線障害防止規則
騒音障害防止対策の徹底
振動障害防止対策の徹底
情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
酸素欠乏症・一酸化炭素中毒防止に関する事項

個人事業者等が健康に就業にするための取組の推進
業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

1. 過重労働による健康障害防止対策

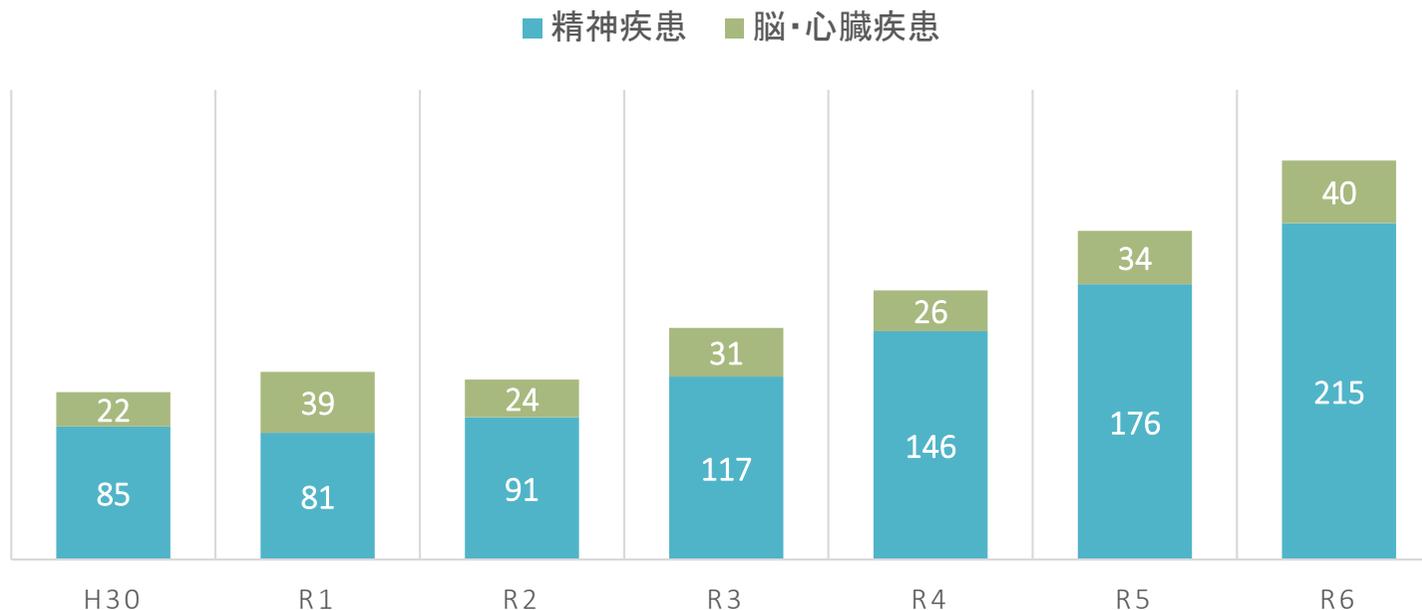
過労死等の労災補償状況(R6)

全国請求件数4,810件(前年度比212件増)

中央署請求件数 255件(前年度比45件増)

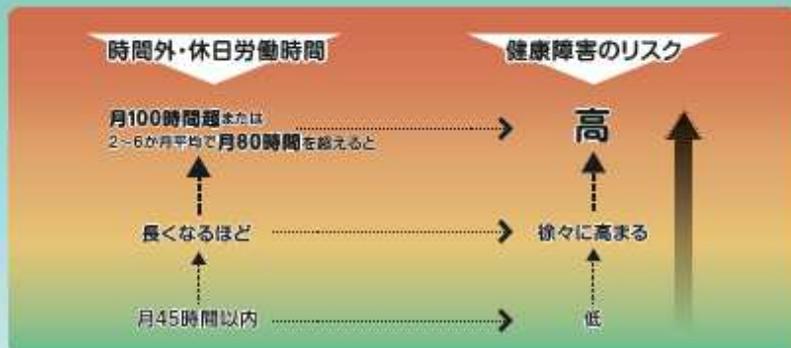
(例年、中央署は全国件数の約5%を占める)

中央署における労災請求件数(年度別)



過重労働による 健康障害を防ぐために

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。



厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和2年4月1日付基発0401第11号雇均発0401第4号改正）を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

- ① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の諸要素も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③ 「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④ 2～6か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康安全機構



時間外・休日労働の削減

健康管理体制の整備

医師による面接指導の実施

時間外・休日労働時間の算定・申し出の手続き

医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

事後措置の実施の際に留意すべき事項

事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

①ワークライフバランスの推進

時間外・休日労働時間を削減しましょう

・・・36協定は限度時間等に適合したものに

14次防アウトカム指標:週労働時間60時間以上5%以下

年次有給休暇の取得を促進しましょう

・・・年5日の年次有給休暇の取得が義務

14次防アウトプット指標:取得率70%以上

労働時間等の設定の改善

・・・勤務間インターバル制度の導入等

14次防アウトプット指標:導入企業15%以上

②労働時間の状況を適正に把握する

(安衛法第66条の8の3)

(労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン)

【原則】

タイムカードによる記録、ICカード、パソコン等の電子計算機の使用時間の記録等、客観的な方法等

【やむを得ず自己申告制の場合】

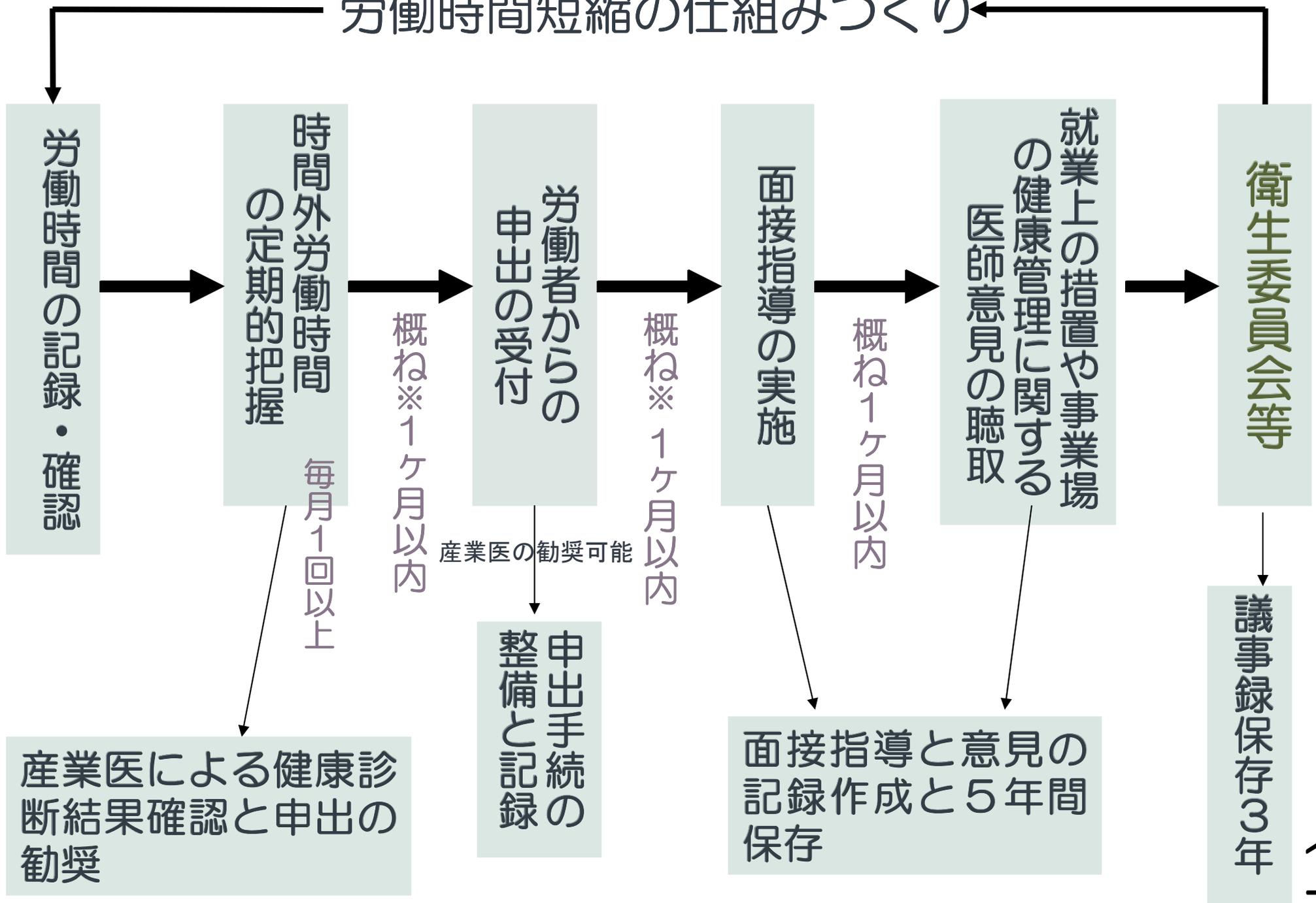
十分な説明

自己申告と客観的記録との間に著しい乖離がある場合は実態調査を行い、必要に応じて補正をする

適切な自己申告を阻害する措置を講じてはいけない

③長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

労働時間短縮の仕組みづくり



労働安全衛生法第66条の8の 面接指導に係る申出書

令和〇年〇月〇日

事業者 職氏名 殿

所属

氏名

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に定める者に該当する者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1. 面接指導を受ける医師 (いずれかにチェック)

- 会社が指定する医師
- 自分が希望する医師

2. 面接指導を受ける日時

令和 年 月 日 時～ 時又は
令和 年 月 (初・中・下旬)

3. 面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

面接指導は、所定の時間外・休日労働時間数が80時間以上になった場合、疲労の蓄積があり、労働者の申し出があつて実施されるものです。

しかしながら、労働者の申し出を勧奨すること、申し出やすい職場環境づくりも大切です。

ご覧のような「申出書」を予め用意するなど、工夫いただくとよいでしょう。

あるいは、特定の時間数以上の労働者に申し出の有無に関わらず面接指導を実施する手法もあります。

その場合、会社側の通知に対して労働者側が了承・申込した場合や、面接指導を受けに来たことを「労働者の申し出があった」とみなすことができます。

36協定で締結した「特別条項対象労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」も確認しましょう。

2. メンタルヘルス対策

令和6年度の精神障害の労災認定
件数は全国で883件(前年比+172)。

心の健康づくり計画の策定・実施・
評価・改善

4つのメンタルヘルスケアの推進
衛生委員会等における調査審議

RELAX



職場における 心の健康づくり

～労働者の心の健康の保持増進のための指針～



厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構

～メンタルヘルス対策における職場復帰支援～

改訂

心の健康問題により
休業した労働者の

職場復帰支援の 手引き



厚生労働省



独立行政法人労働者健康安全機構

4つのケアの推進に関する教育

● セルフケア

ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解

ストレスへの気づき

ストレスへの対処

- ・ ストレスチェックによる客観的評価
- ・ 研修、教育による対処手法の習得

● ラインケア

職場環境等の把握と改善

労働者からの相談対応

職場復帰における支援など

集団分析の結果から
面接指導の事後措置から

● 事業場内産業保健スタッフ等によるケア

● 事業場外資源によるケア

スタッフに直接相談できる仕組み
安心して相談を受けられる環境づくり

心の健康づくり計画で定めるべき内容

- ① 事業者による方針の表明
- ② 推進体制
- ③ 職場環境等の把握・改善
- ④ 教育研修の実施
- ⑤ 相談体制の整備
- ⑥ 健康情報の保護
- ⑦ 計画の実施状況の評価及び計画の見直し

19

心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要ですが、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものもあり、事業場の実態に即した取り組みが必要です。そこで、労働者の心の健康づくりを推進していくためには、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策の実施は、大きな役割を果たします。

個人情報保護への配慮



盛り込むべき項目

取扱う目的

取扱い方法

(収集・保管・使用・
加工・消去)

取扱う者の権限と
健康情報の範囲

目的等の通知方法

本人の同意取得

開示、訂正

第三者提供の方法

健康情報の引継ぎ

(事業継承・組織変更)

ハラスメント防止対策



14次防にも取組事項として一部記載あり！

様々なハラスメントが
メンタルヘルスに与える影響
について考えてみましょう

ストレスチェック調査項目より抜粋

- ・職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
- ・私の部署内で意見のくい違いがある
- ・私の職場の雰囲気は友好的である
- ・次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
(上司、同僚、その他)
- ・あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？
(上司、同僚、その他)

各産業保健総合支援センターの活用

東京産業保健総合支援センター

※事業場規模に関わらず対応

- ・産業保健スタッフへの研修
- ・メンタルヘルス対策の取組支援
- ・産業保健に係る専門的相談
- ・治療と仕事の両立支援

(都内)地域産業保健センター

※労働者数50人未満の事業場対象

産業医選任義務がなく、産業医契約を結んでいない事業場への産業医活動の提供

具体例:

- ・健康診断結果の事後措置
- ・長時間労働・高ストレス者への面接指導

など

3. 小規模事業場における産業保健活動の充実

- ・産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実

14次防アウトプット指標:産業保健サービス提供事業場を全体の80%以上に

- ・一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底

- ・ストレスチェックの実施、結果の集団分析、職場環境改善の取組

14次防アウトプット指標:小規模事業場のストレスチェック実施割合50%以上

令和7年5月14日法改正:改正日から3年以内に施行

(厚生労働省で「小規模事業場ストレスチェック実施マニュアル」を作成中！)

- ➡ 地域産業保健センターの積極的な活用

- ➡ 団体経由産業保健活動推進助成金活用によるサービス導入

(ただし、助成金は予算上限につき令和7年度分は受付終了)

4. 治療と仕事の両立支援対策の推進

これまでの施策

- ・治療と仕事の両立支援ガイドラインの作成・普及活動
- ・事業場内の両立支援コーディネーターの育成支援
(無料の研修や助成金制度など)

令和8年4月から(改正労働施策総合推進法 第27条の3)

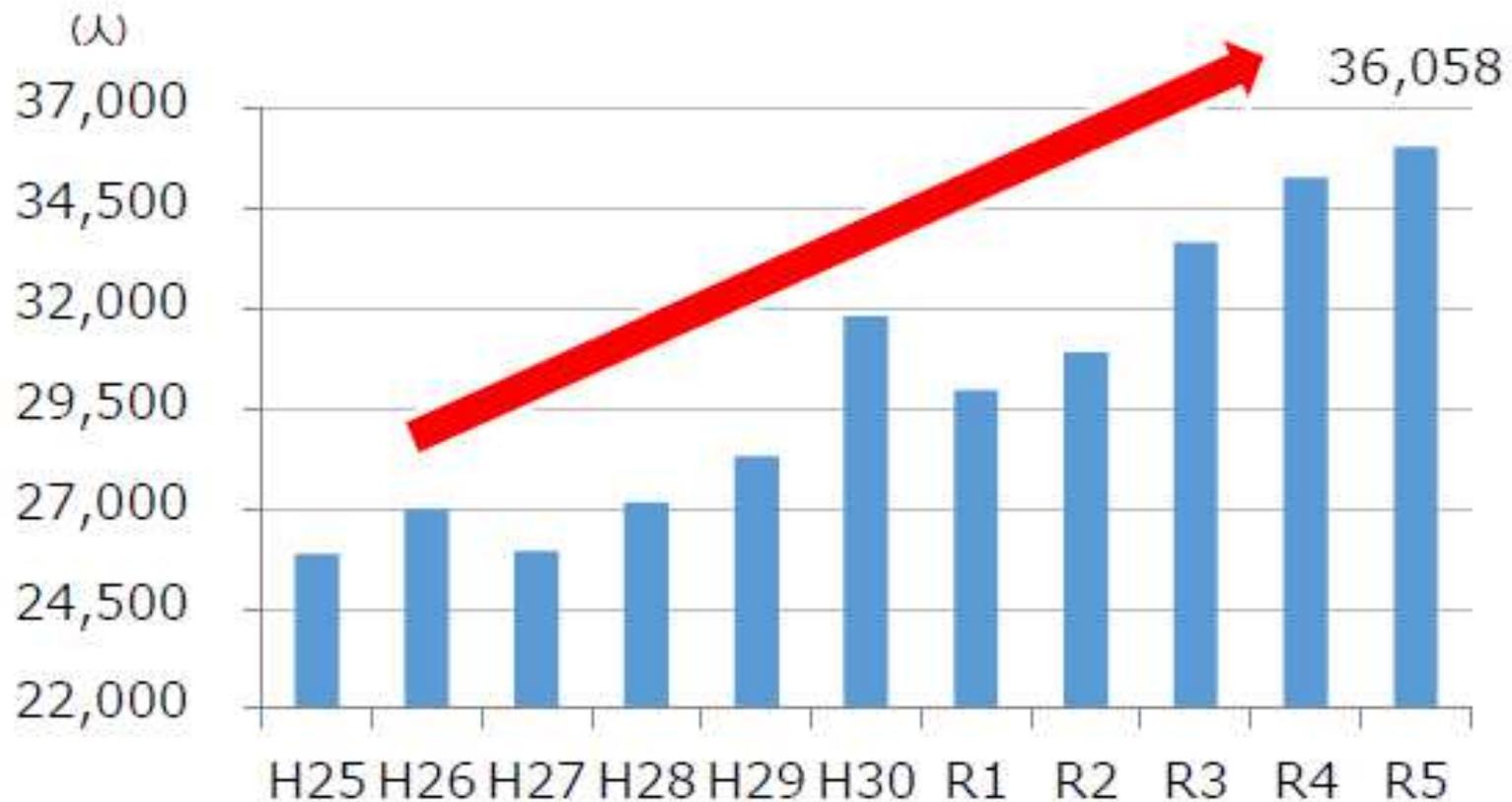
- ・全ての事業場で治療と仕事の両立支援が努力義務化
- ・国において、有効な実施を図るための指針を策定

(ただし、安衛法70条の2に基づく健康保持増進指針とは競合しない内容となる予定)

5. 転倒災害の予防について

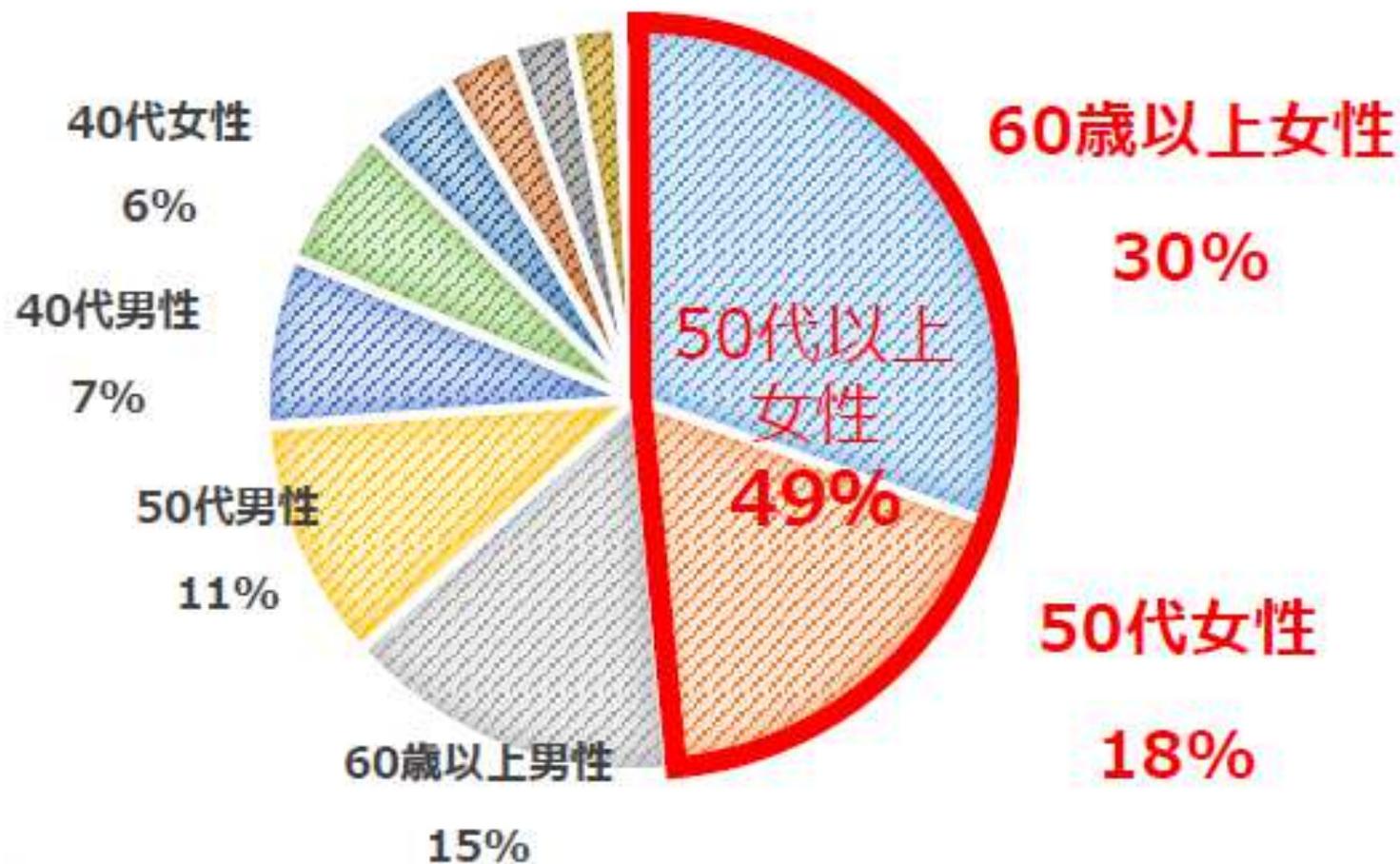
転倒災害(業務中の転倒による重症、休業4日以上)の発生状況

転倒災害は増加の一途



転倒災害(業務中の転倒による重症、休業4日以上)の発生状況2

性別・年齢別内訳 (令和5年)



転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況3

令和3年時点

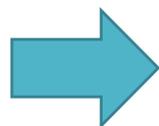
転倒による怪我の態様

• **骨折（約70%）**

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

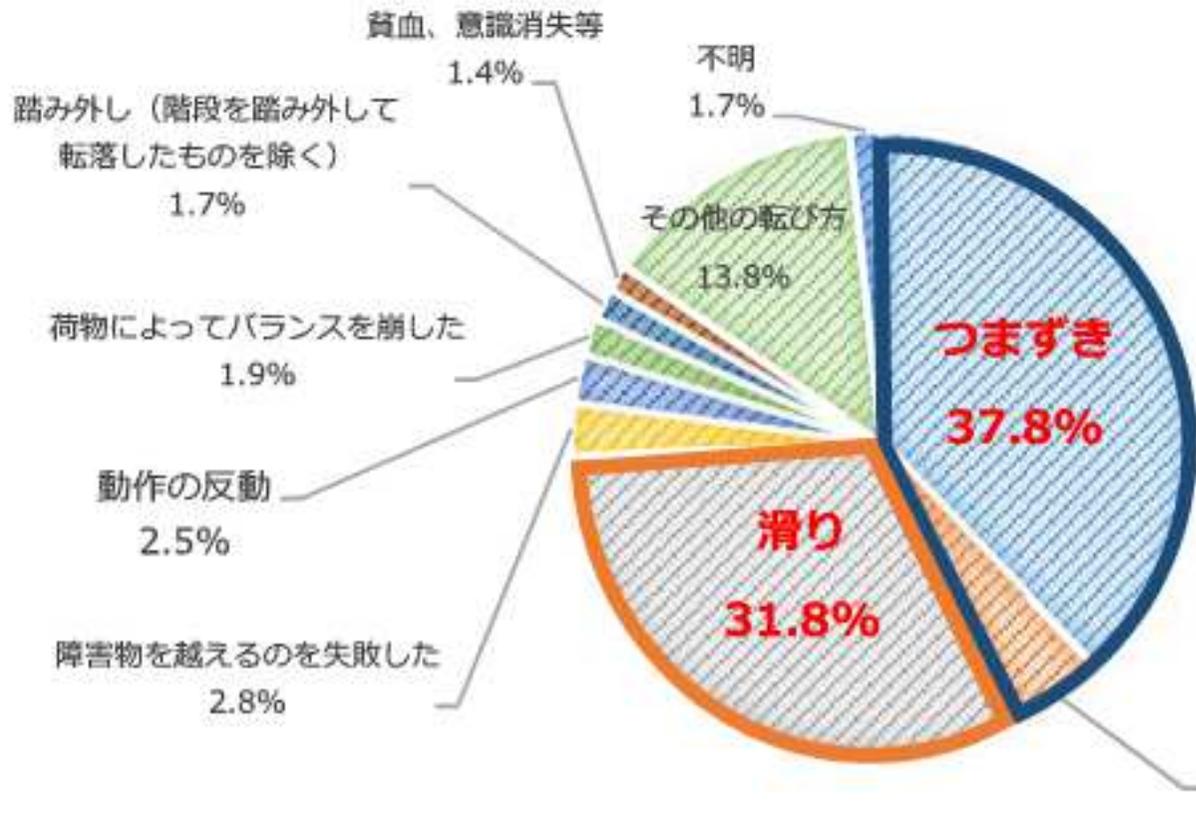


48.5日（令和5年）

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況4

転倒時の類型

令和3年時点



<その他の転び方>

- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



職場3分
エクササイズ



中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー

-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底



-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消

-  作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
▶ 適切な通路の設定
▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

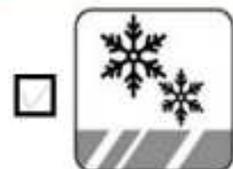


-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶ 設備、什器等の角の「見える化」

-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

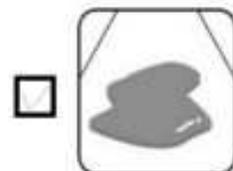


「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

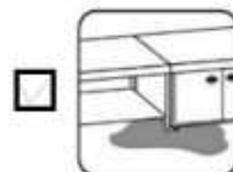
▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

▶ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

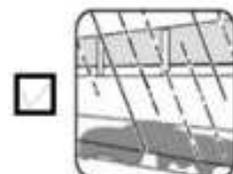


水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)

▶ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）

▶ **防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



エイジフレンドリー補助金

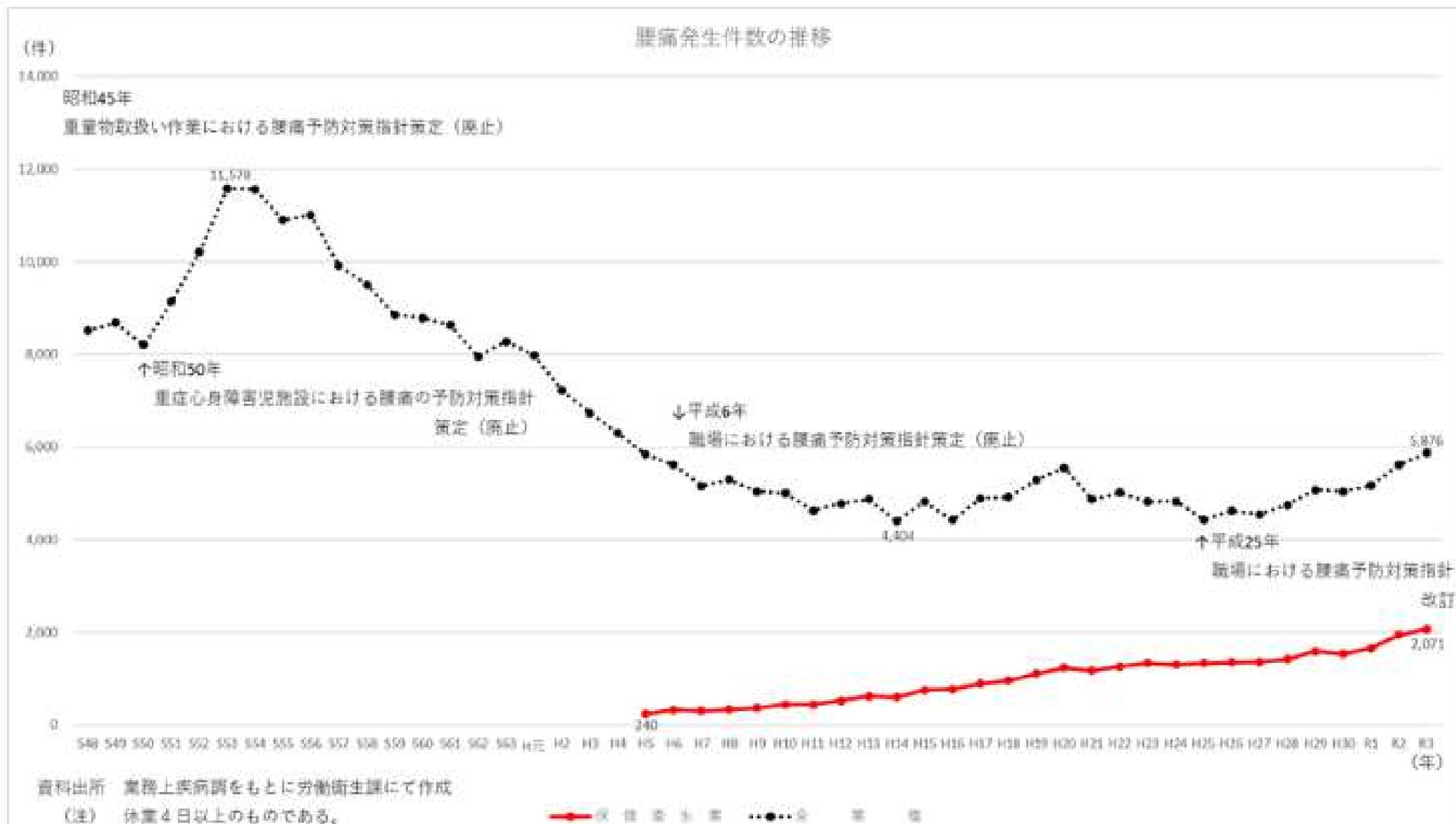


中小規模事業場
安全衛生サポート事業

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

6. 腰痛災害の防止について



職場における腰痛予防対策指針

リスクアセスメントおよびリスク低減対策の実施

作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育の実施

介護・看護作業や陸上貨物運送事業における作業者の身体負担軽減のための自動化や省力化

- ➡ 雇入れ・作業内容変更時の教育(安衛法第35条第1項第5号)
- ➡ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの改正(R5. 3)
- ➡ 腰痛を防ぐ職場の事例集の公開(R5. 4ほか順次公開中)

指針の内容を抜粋

- ① 満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は体重の概ね40%以下
※ 18歳未満の男性の場合、断続作業では30kg、継続作業では20kgが上限（年少則第7条）
- ② 満18歳以上の女子が取り扱う重量は男子労働者の60%位まで
※ 18歳未満の女性の場合、断続作業では25kg、継続作業では15kgが上限（年少則第7条）
※ 妊娠中の場合、18歳以上でも断続作業では30kg、継続作業では20kgが上限（女性則第2条）
- ③ 立ち作業を行う場合には、概ね1時間につき、1～2回程度小休止・休息
- ④ 作業台の高さは肘の曲げ角度が90度になる高さとする。

参考：重量作業に関する規格

ISO 1128-1:2021 JIS Z 8505-1:2025

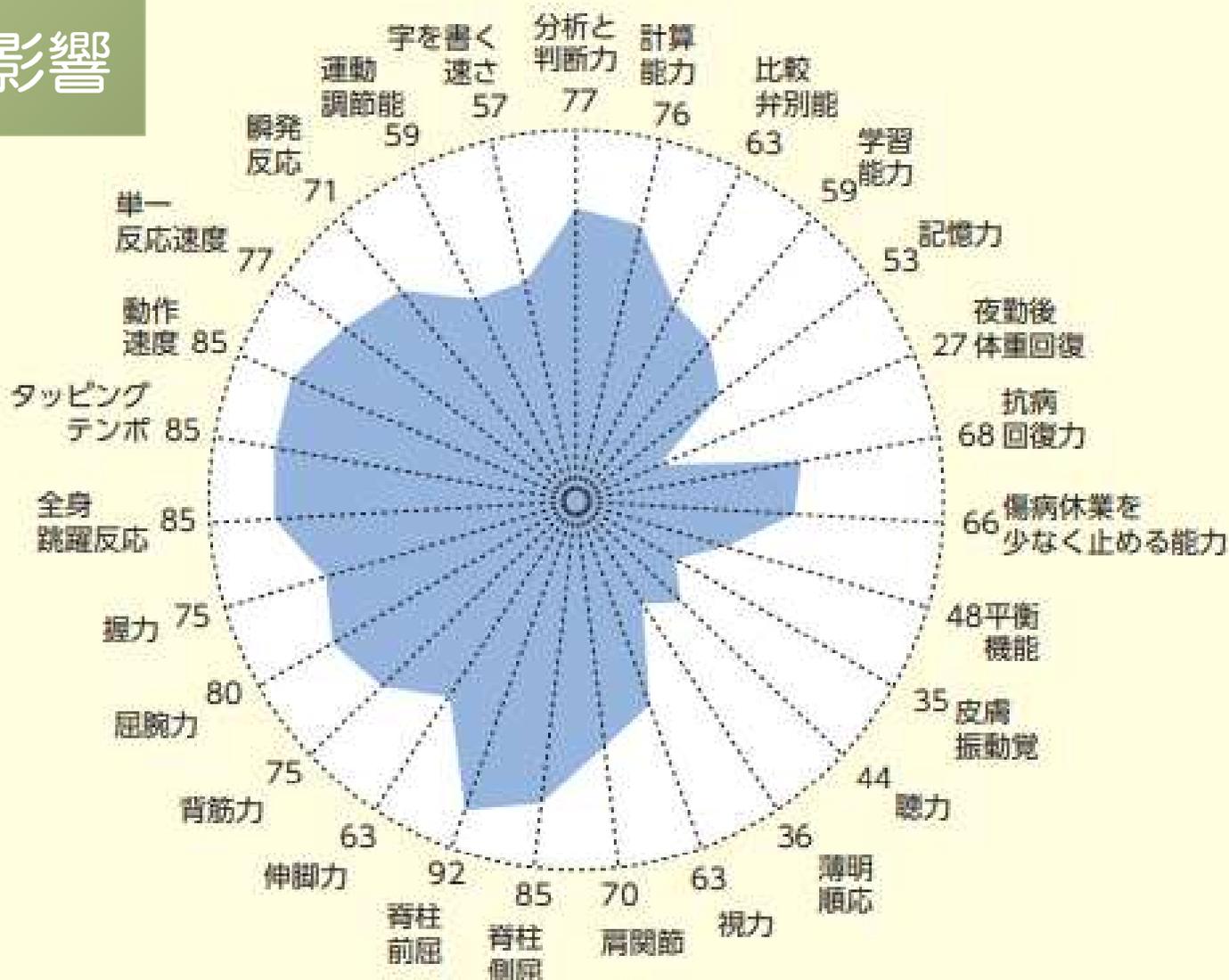
人間工学—手作業による取扱い—第1部：持ち上げ、持ち下げ及び運搬

人間工学に基づく、指針とは異なる観点による取扱い重量の考え方

高年齢労働者の安全と健康確保のために

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係 (%)

加齢による影響



(斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力 (労働科学叢書53) 労働科学研究所1980 より)

人口と労働力の推移について

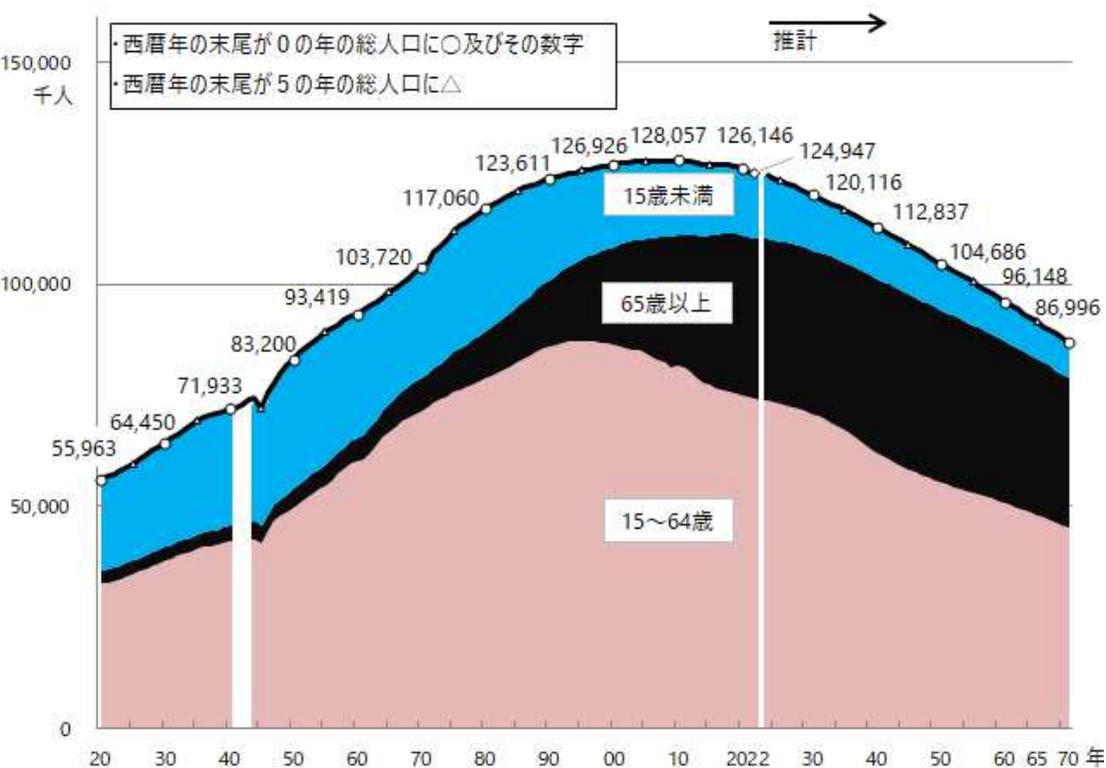


図1 毎年10月1日現在の人口推計

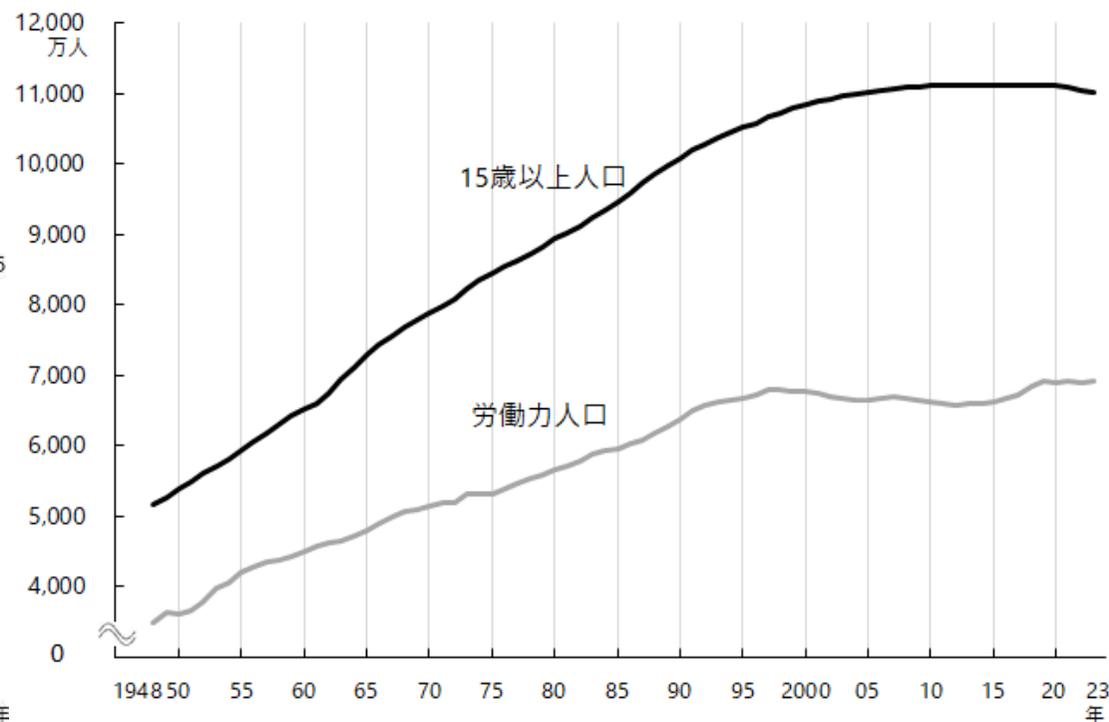


図2 毎年平均の労働力人口

資料出所

独立行政法人労働政策研究・研修機構「グラフでみる長期労働統計」

総務省統計局「人口推計」「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

高年齢労働者の安全と健康確保のために (エイジフレンドリーガイドライン)

身体機能の低下等による労働災害の発生を
考慮したリスクアセスメントの実施

作業環境の改善、作業内容の見直し

雇入時健康診断や定期健康診断の確実な
実施と、労働者の気づきを促すための体力
チェックの活用

高年齢労働者に該当しはじめる前から身体
機能低下防止に取り組む

- ➡ R8. 4. 1から、エイジフレンドリーの取組が事業者の努力義務に！
- ➡ 厚生労働省からも改めて指針を定める予定

SAFEコンソーシアム AWARDS

★SAFEコンソーシアムとは？

- ➡ 安全管理・衛生管理への取り組み方を社会全体で考える取組
- ➡ 取組事例の共有等による加盟者の管理水準の向上
- ➡ ロゴマークの利用などによる、社会的PR

★SAFEコンソーシアムAWARDS

- ➡ 取組事例を民間投票により表彰
- ➡ 2種の業種分類×3種の部門による6表彰
ぜひ参加をご検討ください。



エイジフレンドリー補助金の活用

1 総合対策コース

➡ 外部専門家によるリスクアセスメントと、その結果に基づく対策

2 職場環境改善コース

➡ 転倒・墜落災害防止対策、動作の反動・無理な動作対策

2' 職場環境改善コース(熱中症予防対策プラン)

令和7年度から拡充

➡ 空調服、スポットクーラー、健康管理システム、WBGT指数計の購入など

3 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース (受付終了)

➡ 専門家による身体機能のチェックと運動指導

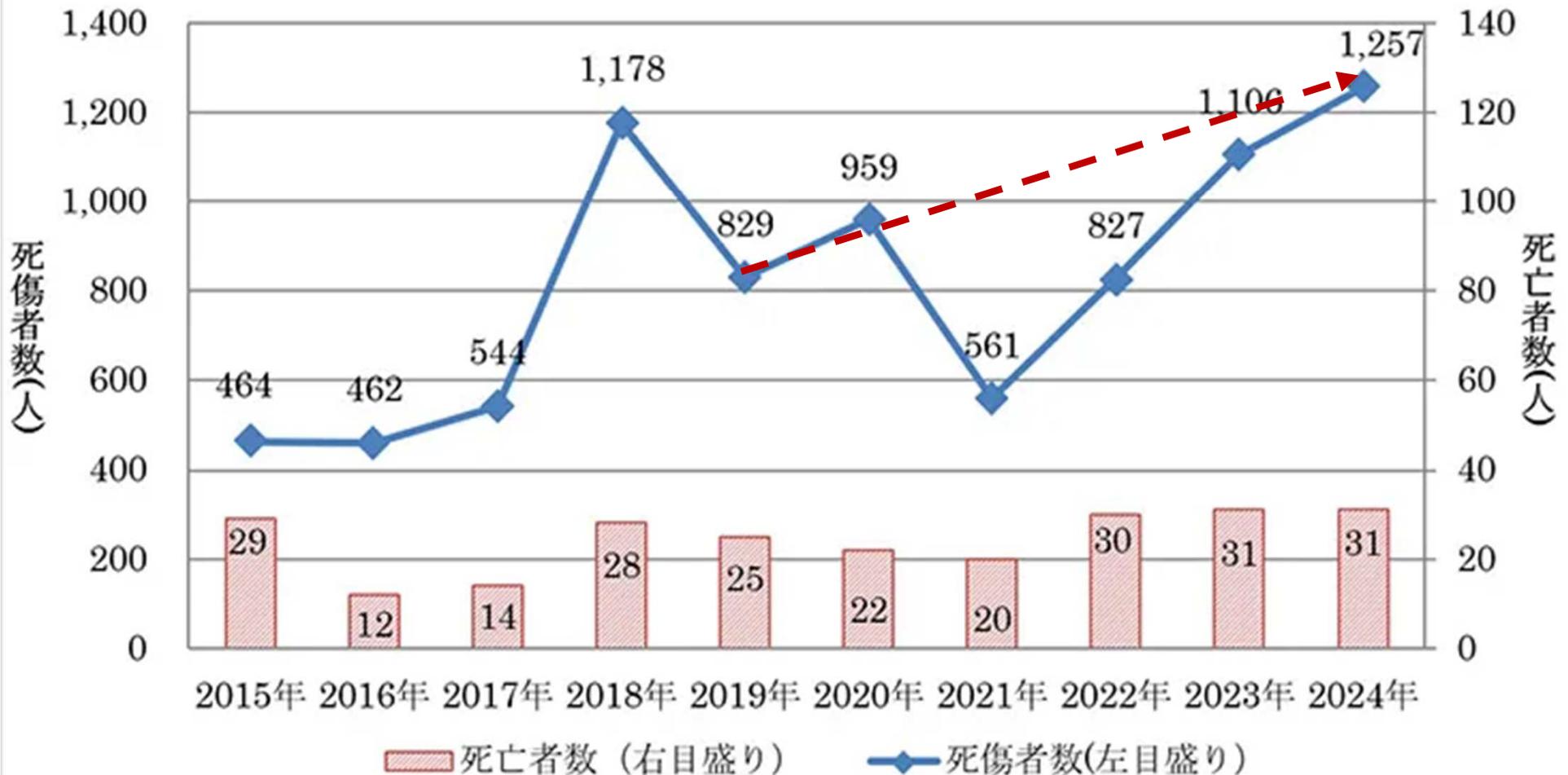
4 コラボヘルスコース

➡ 健診情報を医療保険者に提供し、それに基づく教育・研修・指導

7. 職場における熱中症対策の強化

令和7年6月1日改正

職場における熱中症による死傷者数の推移

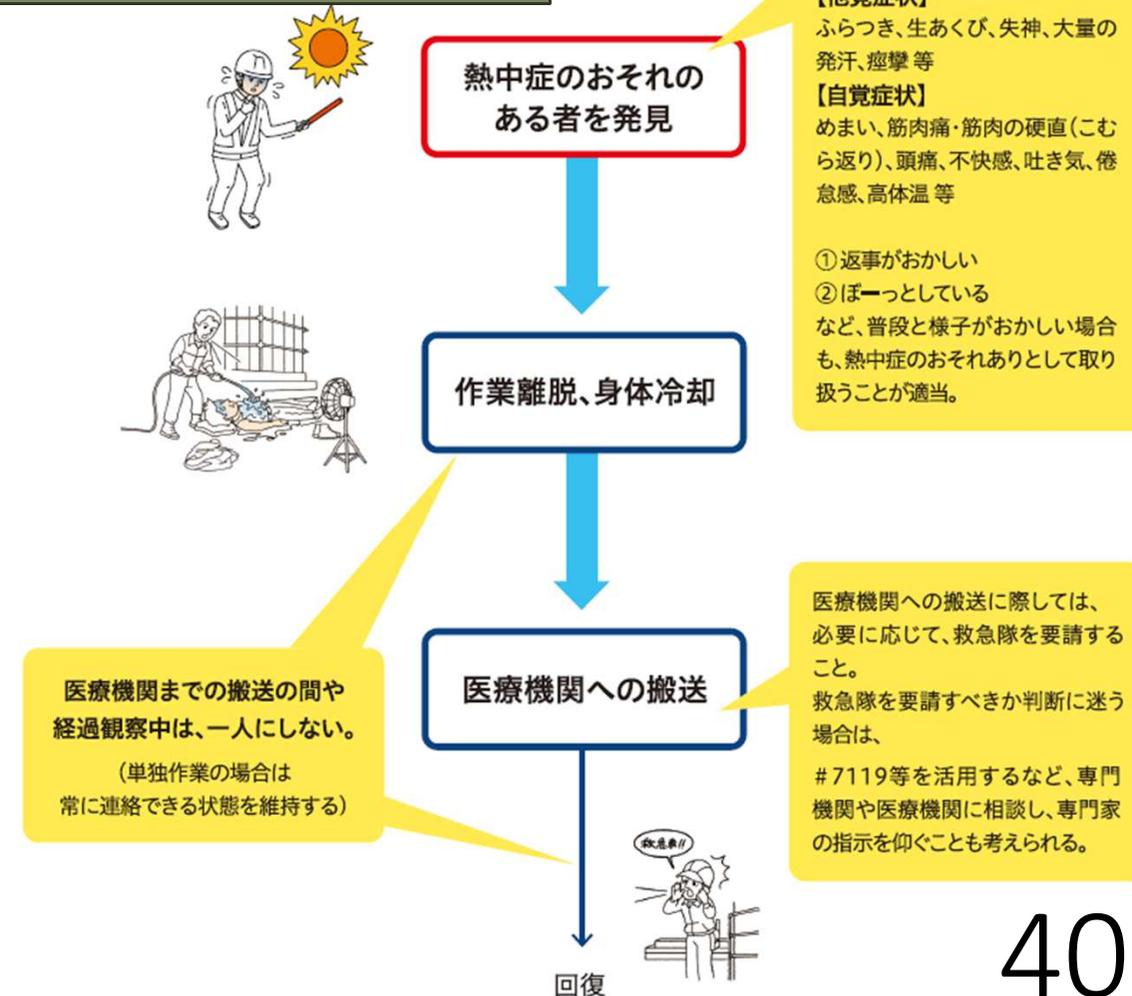


熱中症により休業を余儀なくされる、あるいは死亡する労働者は増加傾向

熱中症対策で強化されたこと

報告体制・対応手順例

- ① 気温31度以上もしくはWBGT値28度以上の環境で
- ② 連続1時間以上もしくは1日累計4時間以上の作業が見込まれるときに、あらかじめ
- ③ 熱中症の可能性がある労働者の報告体制整備と周知し
- ④ 熱中症の重篤化を防ぐため応急措置や医療機関搬送などの手順作成と周知する



熱中症対策でよくある質問

中央署版

Q1: 法令の対象となる業種に制限はありますか？

➡ **業種制限はなく**、気温(WBGT値)と作業時間だけが条件です

Q2: 空調の効いたオフィスでしか仕事をしないのですが対象ですか？

➡ 作業場が気温31度以下、WBGT値28度以下**である限りは**対象外です

Q3: 何か買わなければいけないのですか？

➡ 法令で**直接購入を義務付けたものはありませんが**

- ・自社で定めた「熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置」を行うために必要なものはご準備ください
- ・WBGT指数計の購入は推奨しております

Q4: 職場が暑いのですがこれは法令違反ではないのですか？

➡ 暑いこと(気温31度以上等で作業をさせること)だけで違反とはならず

熱中症対策・重篤化防止措置が講じられていることが重要です

Q5: 熱中症予防管理者の選任が義務化されましたか？

➡ 今回の法改正では義務化されておりませんが

STOP! 熱中症クールワークキャンペーンにおいて選任を**推奨**しています

具体的な熱中症予防対策例

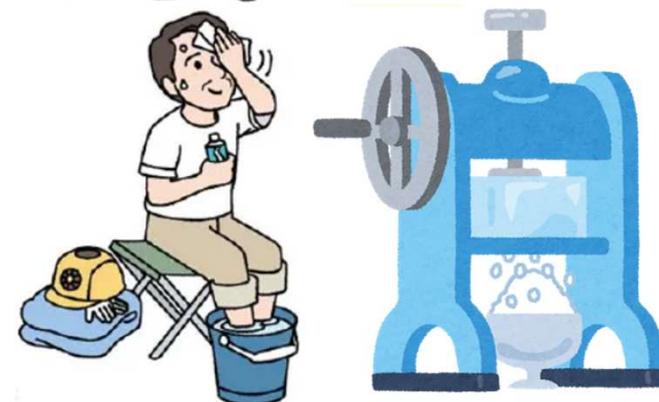
暑さに慣れる(暑熱順化)
⇒人間の環境適応能力
⇒休暇や気候変動でリセット

WBGT値の低減
⇒直射日光を避ける
⇒室内であれば除湿と冷却



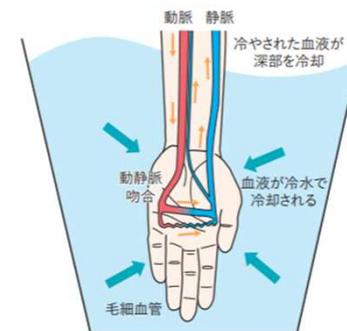
水分・塩分の摂取
⇒気化熱による体表面冷却
⇒冷水補給による体内冷却
⇒脱水症状の防止

プレクーリング
(作業前に体を冷やす方法)
⇒アイススラリーの摂取
⇒手掌前腕冷却法など



日常の健康管理
⇒身体機能を万全にして
暑熱順化と発汗機能維持

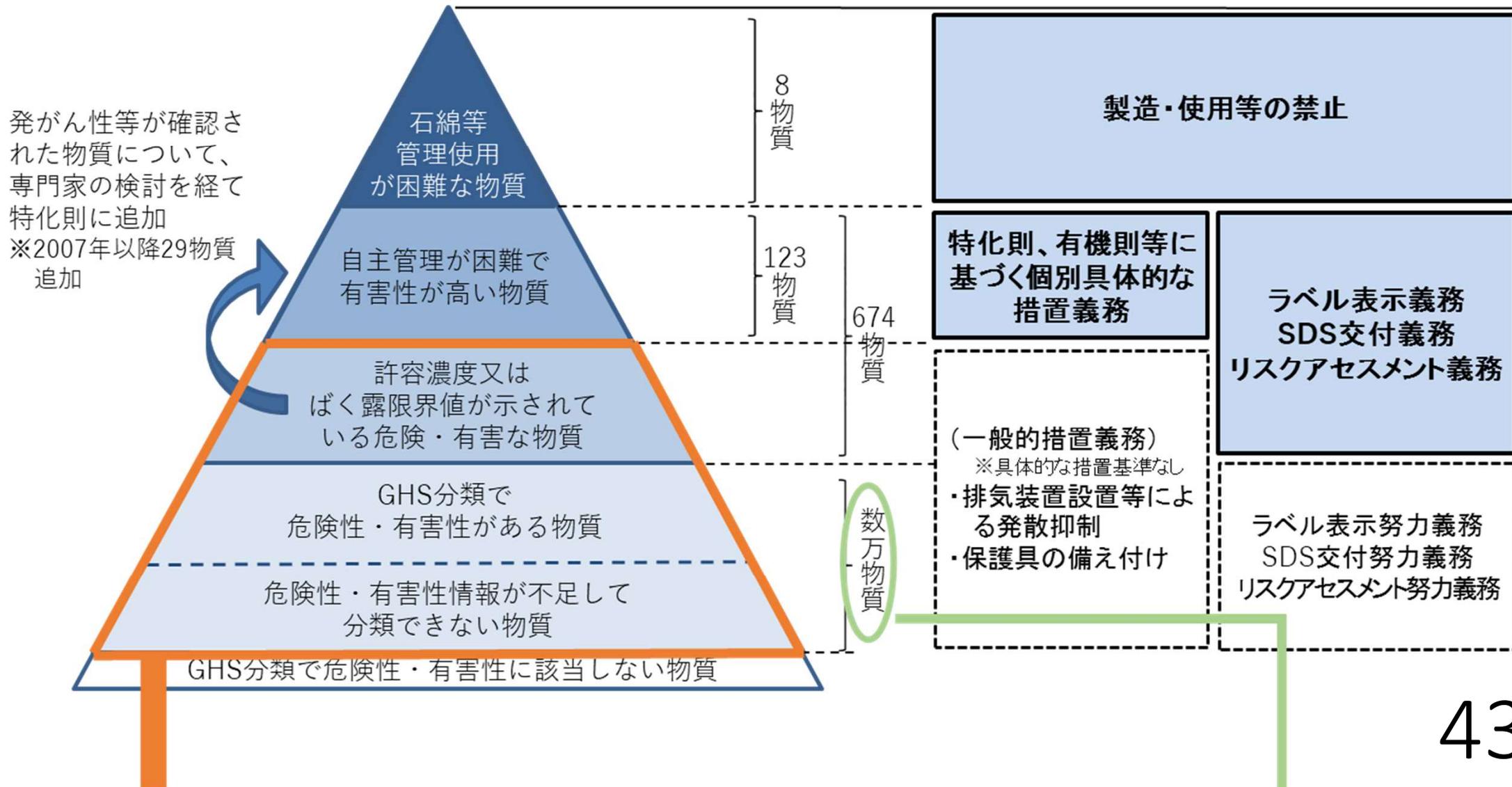
安易な判断は行わず
軽症者でも放置せず
迷ったときは #119 か #7119



手掌前腕冷却(浸水)
(Hirata, 1990から改変作図)

8. 化学物質による健康障害防止対策

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>

有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国がばく露濃度基準を設定した物質

ばく露濃度基準未設定の物質

国による
GHS分類

国によるGHS未分類物質

（危険性・有害性情報が
少ない（不明が多い）物質）

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度をばく露濃度基準
以下とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務

皮膚等への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務等

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする措
置を講じる努力義務

事業者措置義務がかかる範囲



GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム。

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」

(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)

ラベル上の記号(絵表示)の意味

危険有害性を表す絵表示

(菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細はGHS文書を参照のこと)

物理化学的危険性

絵表示				
概要	<p>火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物</p>	<p>可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物</p>	<p>支燃性・酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体</p>	<p>高圧ガス</p>

以上は、物理化学的危険性。

健康及び環境有害性

絵表示					
概要	<p>急性毒性(区分4)、皮膚腐食性・刺激性(区分2)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分2A)、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分3)</p>	<p>急性毒性(区分1-3)</p>	<p>金属腐食性物質 皮膚腐食性・刺激性(区分1A-C)、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分1) ※太字は物理化学的危険性</p>	<p>呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)(区分1-2)、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)、吸引力呼吸器有害性</p>	<p>水性環境有害性</p>

以上は、健康および環境有害性。

GHSモデルラベルの作例

メタノール Methanol 成分:メタノール 100%	CAS No. 67-56-1 LN No. 1230 内容量:○○○g
危険	
危険有害性情報: <ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性の高い液体及び蒸気 ・ 飲み込むと有害のおそれ(経口) ・ 強い眼刺激 ・ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・ 中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害 ・ 眠気及びめまいのおそれ ・ 呼吸器への刺激のおそれ ・ 長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害 	
注意事項: <p>【安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・ 使用前に取扱説明書を手入手すること。 ・ この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・ 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 ・ 防爆型の電気機器、換気装置、照明装置を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・ 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・ 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・ 屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること。 ・ ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと ・ 取扱後はよく手を洗うこと。 <p>【救急処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・ 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・ 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。 ・ 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。 ・ 皮膚(又は毛髪)に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。 ・ ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 ・ 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 <p>【保管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容器を密閉して涼しく換気の良いところで施設して保管すること。 <p>【廃棄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 	
医薬用外劇物 火気厳禁 第四類 引火性液体 アルコール類 水溶性液体 危険等級II	
○○○株式会社 千000-0000 東京都△△区△△町△△丁目△△番地 Tel. 03-1234-5678 Fax. 03-1234-5678	

絵表示

危険有害性情報

安全対策

応急処理

保管・廃棄

新たな化学物質規制の更なる拡大

製造会社・卸売業者の責任・規制強化（R7. 5. 14法改正）

- 1 SDSの内容が変更されたときの変更事項の通知について
努力義務から義務となり、罰則を設ける R12. 5. 14までに施行
- 2 営業秘密の成分名について、代替名称の通知認可
(医療行為に必要な場合は成分名の開示が義務) R8. 4. 1施行

通知対象物質の追加など

- 3 令和8年4月1日 779物質が追加予定
- 4 令和9年4月1日 155物質が追加予定
- 5 追加済の物質であっても、再評価によって裾切値が適時変更

(通知対象とすべき濃度の下限値)

リスクアセスメント

- ◆ 「R i s k」… 危険性(・有害性)
- ◆ 「A s s e s s m e n t」… 評価・査定



「リスク・アセスメント(Risk・Assessment)」とは、「危険性(・有害性)を評価(事前評価)する。」ということです。

《法律》

- ◆ 安衛法 第28条の2 (安衛則第24条の11)
- ◆ 安衛法 第57条の3 (化学物質関係・※H28.6.1より施行)

《指針》

- ◆ 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(H18.3.31公示)
- ◆ 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(H27.9.18公示)



労働災害統計



労働災害事例



各種教材・ツール



化学物質

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

リスクアセスメントを行うための各種支援ツールを公開中！

<リスク評価用>

- ・厚生労働省版コントロール・バンディング
- ・作業別モデル対策シート
- ・CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)

<リスク評価に基づく対策・記録>

- ・リスクアセスメント選択の手順(参考)
- ・リスクアセスメント実施レポート(結果記入シート)



職場の化学物質管理の道しるべ 「ケミガイド」「ケミサポ」のご案内

今回の労働安全衛生法令の改正で、リスクアセスメント対象物質が、**危険有害性が確認されている物質全て※**に拡大されるのに伴い、厚生労働省では、化学物質管理をサポートするポータルサイト「ケミガイド」を公開しております。

このサイトでは、化学物質の管理や災害事例を中心に紹介をしていますので、是非ご利用ください。

※ 令和6年度現在対象となっている約900物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

化学物質管理について「自分の職場にも関係するかも!？」と思った方には、より詳しく紹介しているサイトとして「ケミサポ」がございます。

「ケミサポ」では、法律に従って自分たちで自律的に化学物質の管理を進める手順を、詳しく説明していますので、こちらも併せてご利用ください。



「ケミガイド」

厚生労働省 ケミガイド



「ケミサポ」

労働安全衛生総合研究所 ケミサポ

無料

中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく

化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係

- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- ・秘密保持の場合の対応について

リスクアセスメント 関係

- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法是とは何ですか
- ・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい

政省令改正 関係

- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか
- ・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862

📧 テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 [テクノヒル 相談窓口](#) と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう。

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



(製品の名称) △△△製品 ○○○○

(絵表示)



(注意喚起語)

危険

(危険有害性情報)

- ・引火性液体及び蒸気
- ・吸入すると有毒

(注意書き) **取扱い注意** (供給者の特定)

- ・火気厳禁
- ・防爆構造の器具を用いる

労働安全衛生法に関する化学物質管理の無料相談窓口を開設し、ラベル、SDS、リスクアセスメントなどのご質問にお答えしています。

また、職場の安全サイトでは、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供していますので、是非ご活用ください。



9. 石綿による健康障害予防対策

職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人

石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる

法改正の契機

解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見された。

石綿障害予防規則の改正について

**ケイ酸カルシウム板第1種を
切断等する場合の措置の新設**

**石綿含有成形品に対する措置
の強化(切断等の原則禁止)**

2020年
10月
施行

事前調査方法の明確化

**分析調査を不要とする規定の
吹付け材への適用**

**事前調査及び分析調査結果の
記録等**

計画届の対象拡大

**負圧隔離を要する作業に係る
措置の強化**

**仕上塗材を電動工具を使用して
除去する場合の措置の新設**

**労働者ごとの作業の記録項目
の追加**

**作業実施状況の写真等による
記録の義務化**

2021年
4月
施行

**作業実施状況の写真等による
記録の義務化**

2022年4月施行

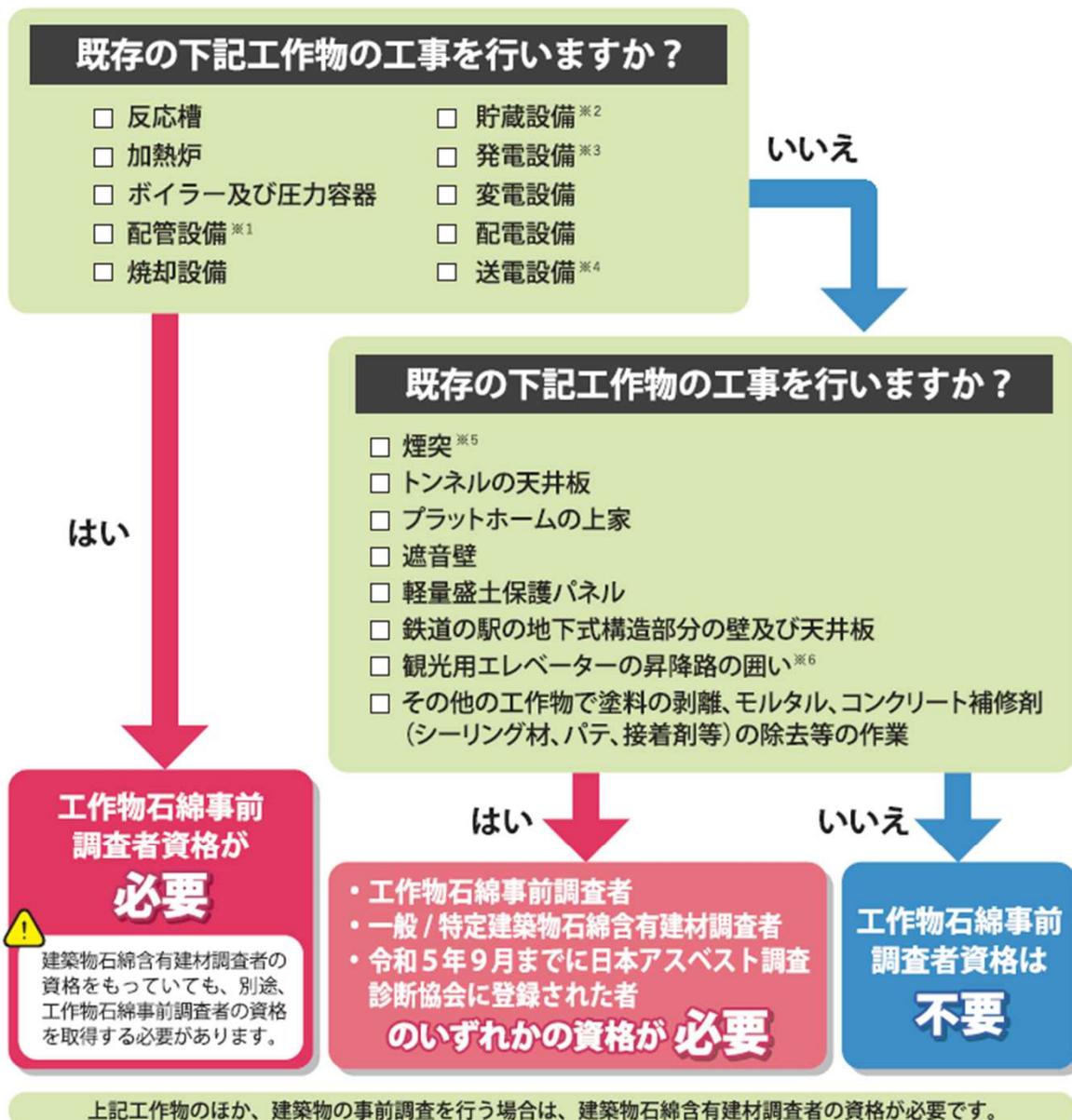
解体・改修工事に係る事前調査 結果等の報告制度の新設

2023年10月施行

建築物の事前調査・分析調査を 行う者の要件新設

2026年1月施行

特定工作物の事前調査を行う 者の要件新設



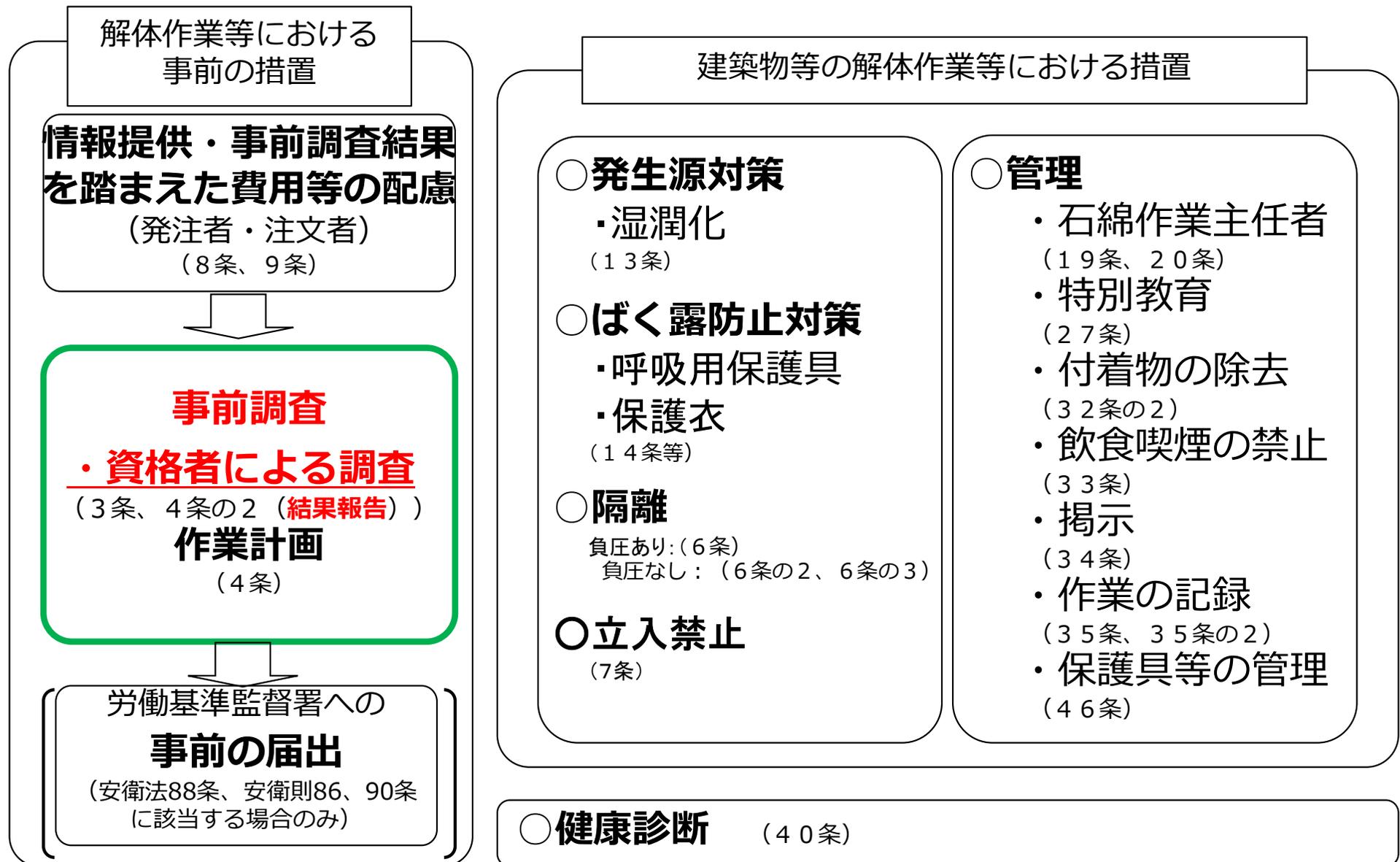
※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
 ※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
 ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
 ※4 ケーブルを含む。
 ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
 ※6 建築物であるものを除く。

特定工作物について

区分	対象工作物	事前調査の資格
<p>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p>	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※1</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※1 新たに特定工作物として指定予定</p>	<p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）</p> <p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>
<p>その他の工作物</p>	<p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※2に係る事前調査については、新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

解体・改修工事における石綿ばく露防止対策



※事前調査結果報告が必要なものは①解体部分の床面積が合計80m²以上②請負金額が100万円以上③船舶の総トン数が20トン以上の工事に限る。

ありがちな問題事例

石綿則だけでなく、他の特別規制や大気汚染防止法上の問題になるケースがありますので、注意しましょう！

× 事前調査をしていたが調査結果を掲
示していない。

× 調査対象箇所を石綿が含有していな
いものとみなすことにした

× 予定外作業で調査していない箇所か
ら改修工事を行うことになった

× ディーゼル発電機の排気口が移動
経路やセキュリティルームに向いている

× 隔離空間内で足場を組み立てるが
組立計画図がしっかりとしておらず
墜落防止措置が不十分

× 飛散防止剤に有機溶剤が含まれて
いるが、マスクを防毒・防塵仕様にして
いない

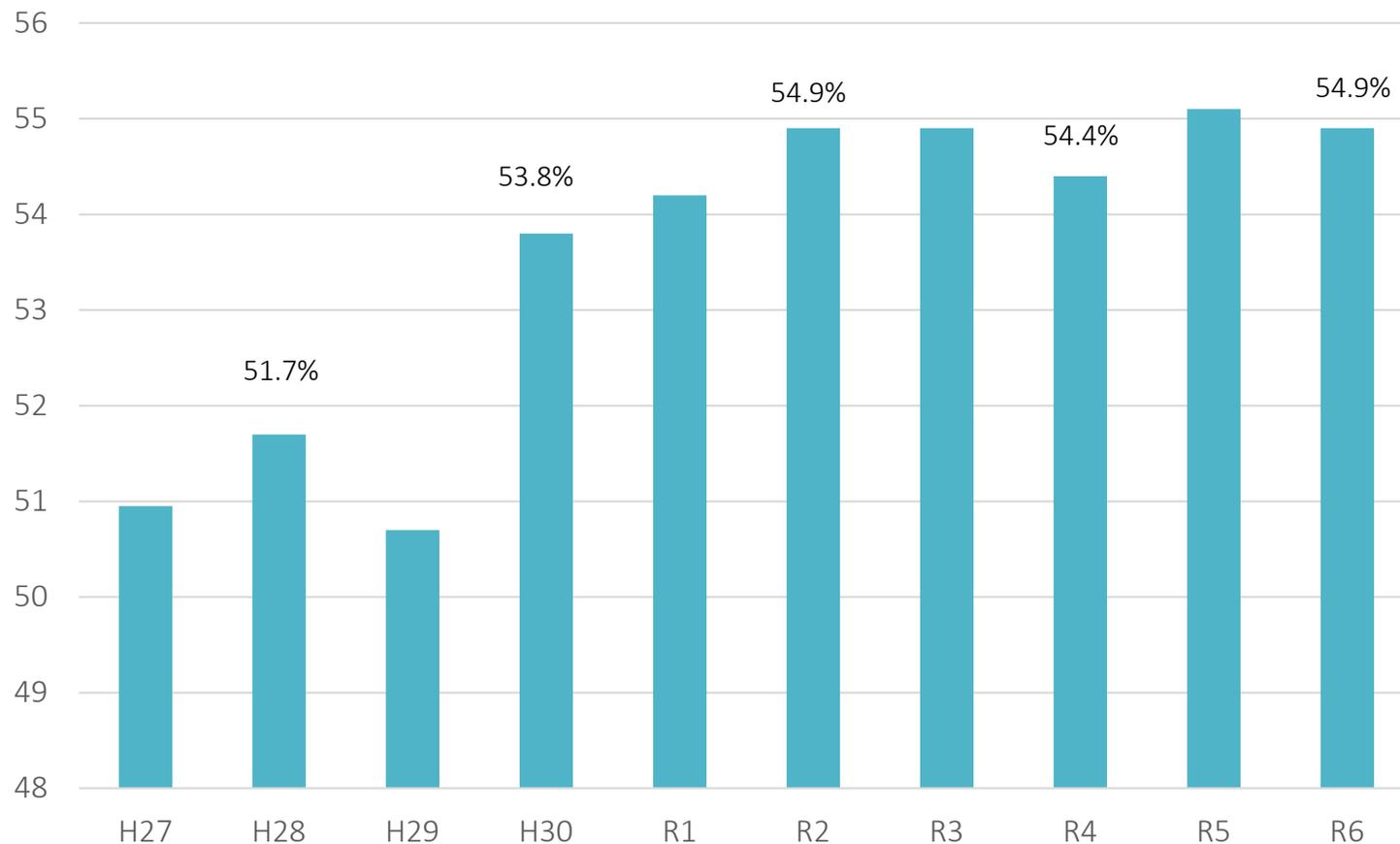
× 通常の廃棄物と石綿含有廃棄物を
区別していない

× 隔離空間内で着用する作業着の能
力を熱中症対策に考慮していない

10. 「職場の健康診断実施強化月間」

- 中央署管内における定期健康診断全体の有所見者は55.1%と健康リスクは高止まり
- 特に血中脂質や血圧の有所見者の比率が多い

定期健康診断有所見率の推移(各年)



10. 「職場の健康診断実施強化月間」

平成25年度より毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と定め、集中的・重点的に啓発を行っている

○衛生週間としての重点事項

- ・健康診断および事後措置等の徹底
- ・保健指導の実施や保険事業との連携(コラボヘルス)
- ・健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」

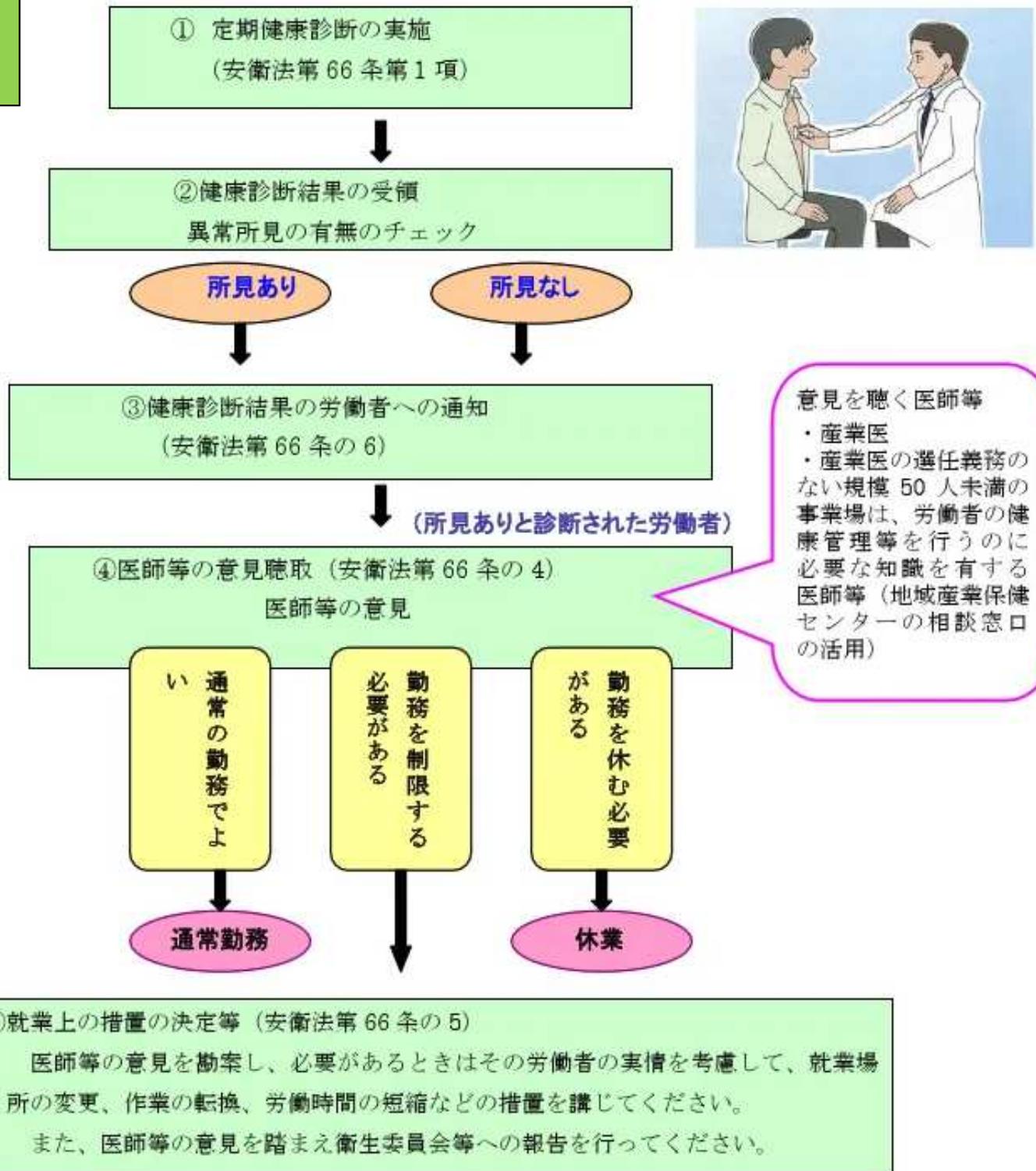
「職場におけるがん検診の推進」

「女性の健康課題に関する理解の促進」

「歯科早期受診勧奨」「眼科検診実施推進」

「感染症に関する理解と取組の促進」 etc...

一般健康診断の実施とその後の流れ



11. 業務委託・請負・個人事業主等の安全衛生対策

令和3年5月

最高裁判決「労働安全衛生法第22条は労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨」

令和5年4月

危険有害作業を請負わせる一人親方・労働者以外の者の健康障害を防止するための安衛法第22条に基づく措置を一部義務化

令和7年4月

危険箇所での作業を請負わせる一人親方・労働者以外の者にも安衛法第20条に基づく安全面での保護措置を一部義務化

令和7年5月以降順次

安衛法第20条、第22条以外の条文についても適用を拡大

東京都最低賃金のお知らせ

令和7年10月3日から

時間額

1,226円

前年比

63円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



健康経営とQOLの向上のために

ワーク・ライフ・バランスに
意識を向けて
ストレスチェックで
健康職場

ご清聴ありがとうございました